

令和 7 年度第 1 回佐倉市史編さん委員会

開催日時	令和 7 年 7 月 5 日 (土) 午前 10:00~午後 0:05
開催場所	夢咲くら館(佐倉図書館)
出席委員	内田委員(委員長)、外山委員(副委員長)、 中澤委員、小高委員、
欠席委員	岩淵委員、宮間委員、川名委員
事務局	佐倉図書館 利光館長、宍戸学芸員、米野主査補 教育部長
内容	議題 報告事項 ・令和 6 年度佐倉市史編さん事業 事業報告 ・令和 7 年度佐倉市史編さん事業 事業計画 議 題 ・市史研究第35号について (1) 構成(案)、(2) 投稿要領(案)

事務局

それでは、令和 7 年度第 1 回佐倉市史編さん委員会を始めさせていただきます。本日の委員会は、定数 7 名のうち 4 名がご出席されており、佐倉市史編さん委員会条例第 7 条第 2 項により、会議は成立しております。それでは、教育部長より一言ご挨拶をお願い申し上げます。

教育部長

教育部長の緑川です。本日は委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。市史編さん事業につきましては、令和 3 年度に総務部から教育委員会へと所管が移り、今年度が 5 年目となります。事業移管当初から、人員・予算面で厳しい状況が続いておりましたが、本年度はようやく市史研究第 35 号の予算を確保することができました。佐倉には城下町としての栄華を誇った江戸時代はじめ、古代から近代に至るまで、多くの歴史遺産が残っております。これらを記録・継承していくことは、非常に意義深い取り組みです。本日の会議では、35 号の構成案を中心に議題が進むかと思いますが、専門家である先生方のお力添えをいただきながら、今後とも事業を前進させてまいりたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

内田委員長

ありがとうございました。本日の傍聴者は 0 名です。それでは、令和 6 年度の事業報告について事務局からご説明いただきます。

事務局

ご報告いたします。令和 6 年度の予算額は 631 万円で、決算見込み額は 596 万 199 円です。まだ正式な決算確定ではなく、見込み額としてのご報告となります。主要な事業と支出内容は以下の通りです：

- ・ 市史編さん室一般管理費（313,238 円）：委員報酬、職員旅費、協議会負担金など
- ・ 市史資料整理保存事業（5,084,256 円）：補佐員 3 名の賃金、収蔵資料のデジタル撮影委託
- ・ 市史資料調査・収集・保存事業（537,705 円）：堀田家文書（大正期）44 点・1494 コマのマイクロフィルム撮影
- ・ 市史資料普及事業（2 万 5000 円）：歴史講演会講師謝金（令和 7 年 2 月の歴史講演会）

市史資料整理保存事業のデジタル撮影委託は、富士見十三州輿地全図・堀田家関連資料等 13 点をデジタル撮影しました。市史資料調査・収集・保存事業のマイクロフィルム撮影は堀田家文書のマイクロ化で、これにより大正期まで完了しました。所蔵資料の整理では、約 1 万 2000 冊の所在確認と分類見直しを行い、寄贈資料（井原家文書など）も整備しました。資料貸与・掲載依頼対応、新聞スクラップは計 3458 点、折込広告は 7011 件の収集実績があります。以上が令和 6 年度の活動内容になります。

内田委員長

ありがとうございました。それではご質問ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

外山副委員長

はい、よろしいでしょうか。6 年度の決算報告で「歴博書籍販売」という項目がありますが、佐倉ではどういう予算措置をされているのか教えてください。

事務局

歴博には販売の委託手数料を支払っています。販売はどの書籍、定期刊行物では第何号が何冊売れたか、毎月報告があります。それに基づいて売上分の書籍代が振り込まれ、当方からは販売冊数に応じた手数料を支払う形です。

内田委員長

よろしいでしょうか。他にご質問はございますか？

内田委員長

それでは次に、令和 7 年度の事業計画について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

今年度の予算額は 690 万 8000 円です。昨年度より 59 万 8000 円の増額となりました。主な増額要因として、補佐員の人件費が 24 万円ほど上昇し、市史研究発行費として 74 万円が新たに認められています。その一方で、昨年度実施していたマイクロフィルム撮影事業は予算削減対象となり、37 万円が削除されました。事業科目ごとの主な動きは以下の通りです。

- ・ 市史編さん室一般事務費は委員報酬、旅費、協議会負担金などを含み、昨年度からわずかに減額（4000 円程度）。
- ・ 市史資料整理保存事業では補佐員 3 名の賃金が増したため、24 万 2000 円の増額。
- ・ 市史資料調査・収集・保存事業では、マイクロフィルム撮影費が削られ、保存箱などの消耗品費のみで対応予定（約 16 万 8000 円）。
- ・ 市史資料普及事業は市史研究第 35 号の執筆料（30 万円）と印刷費（約 44 万 5000 円）、さらに講演会の謝金（3 万円）を含む、計 77 万 5000 円となっています。

今年度は業務体制面でも大きな変更があります。現在市史編さんの専任職員がいない状況です。したがって今年度は、以下のように業務を割り振る方針です。

- ・ 補助員による資料整理、簡易レファレンス対応
- ・ 書籍販売や行政文書関連は司書・事務職で対応
- ・ 学芸員でなければ対応できないレファレンス、寄贈・寄託の調整などは、日暮氏（根郷公民館）が週 1 回兼務で対応（水曜日勤務）
- ・ 市史研究は文化課の宍戸氏が兼任で対応

展示業務については、旧堀田邸に関しては文化課へ業務移管済み、2 階展示室は当面未定です。デジタルアーカイブ事業は休止とし、体制が整えば再開を検討します。

外山副委員長

今年度は、専任の正職員が配置されず、2 階展示の更新や堀田邸の展示も行えない状況となっております。このような事態になってしまった以上、私としても皆さんと力を合わせて対応し、可能な限りお手伝いしたいと考えております。ただ、このままでも何とかなると思われてしまうことには強い不安を感じております。今後の見通しについて、関係の皆さまにも改めてしっかり検討していただきたいと思いますと考えております。

教育部長

市史編さん事業は市の歴史継承において重要な柱です。人事部には既に、来年度の学芸員配置を強く要望済みです。また、専門性を持つ若手職員の育成にも組織的に取り組みたいと考えています。

中澤委員

佐倉市に専任の担当者がいらっしやらないという話を、他の方面からも耳にしております。そのためか、歴史に関しては専門的な知識がないと務まらないという印象を多くの方がお持ちのようです。ただ、私はその認識に違和感を覚えております。実際には、配属された後に経験を重ねることで専門性を育てていくことが可能だと思っております。これまでも、最初は自信がなかった職員の方が、責任ある立場となったことで、私たち委員を積極的に活用しながら成長されたケースを見てきました。そのような姿勢が、行政として望ましいのではないかと感じております。また、長く務められていた土佐さんのような方が退任されたことで、人材が一人欠けるだけで継続性が危ぶまれる状況は非常に心配です。そもそも、誰でも担当できるような基盤は築かれているはずですので、それを学びながら積み重ねていくことが重要だと考えております。加えて、組織が図書館の一部となったことが、こうした変化の要因かもしれないとも感じております。今年度のみの不在と伺っておりますが、来年度以降も担当者がいらっしやらない状態が続くようであれば、業務自体が消えてしまうのではないかという強い危機感があります。そのため、学芸員にこだわらずとも、歴史に関心を持ち、継続的に関わっていただける方の配置を希望しております。私たち編さん委員も協力を惜しまず、そうした人事の方向性を心から願っております。

外山副委員長

継続性が何よりも重要です。断絶が起きれば、歴史的な営みそのものが失われてしまいます。市民が歴史を身近に感じられるように、日々の蓄積を守っていくための体制整備を切に願っています。

中澤委員

佐倉市は「歴史のまち」として、多くの自治体からも期待されています。それだけに、人員の空白や対応力の低下が知られてしまうと、市史事業の信用そのものに影響しかねません。

内田委員長

まさにその通りです。「歴史のまち」と名乗る以上、その土台となる事業を揺るがせにすることはできません。

教育部長

皆さまのご意見は重く受け止めています。市史編さん事業の意義と継続性を改めて認識し、今後の人員体制の整備に努力してまいります。

外山副委員長

歴史とは、ただ時間が流れるものではなく、選びとって再編成し、どう伝えるかという営みが重要です。「佐倉学」などの取り組みは素晴らしく、津田仙のように、市民に根づいた知識となる例もあります。こうした活動が途絶えることは非常に危機的で、「歴史のまち佐倉」の看板をおろさざるを得なくなる可能性もあると感じております。

また、歴史を観光などで活用するには、土台となる記録や研究を絶えず「耕す」ことが必要です。継続できる体制づくりをお願いしたいと思っております。さらに、歴史的公文書の保存についても懸念があります。公文書の誤廃棄は取り返しがつかないことであり、今後も総務との連携を図りつつ、慎重に扱っていただきたいと思っております。

事務局

歴史的公文書の収集については、現在も基準にのっとって進めております。今年度は行政管理課から提供された保存リストをもとに、約 30 箱ほどを細かくチェックしながら選定・収集を進める予定です。ただし、以前のようにすべての箱を個別に確認する体制は、現状では難しいところです。

中澤委員

本来であれば、この公文書の件は私たちからも申し上げたかった内容です。県から役割をいただいておりますし、[県](#)文書館からも基準の普及について求められている立場です。保存基準そのものが現状のままでよいかどうか、改めて検討すべきだと思っております。また、特定の方の負担で進めるのではなく、私たち編さん委員の意見も活かしながら、協力体制を構築していただきたいです。日暮さんがいらした頃は、その姿勢が見えていたもので、それが消えてしまうのは非常に残念に感じております。

内田委員長

今年度の事業計画についてご質問を受けておりますが、人員削減について委員の皆さまから貴重なご意見をいただきました。ほかによろしいでしょうか。

各委員

はい

内田委員長

それでは議題Ⅰ「市史研究第35号の構成案」について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

はい。今年度は5年ぶりとなる市史研究の発行が予定されており、印刷製本費として44万5000円の予算が認められました。印刷業者とも協議を進めており、ページ数としては約110ページ程度になる見込みです。原稿については、少しずつ集まってきております。本日はその構成案について資料をもとにご説明いたします。

まず1番目は、講演録です。令和5年2月に開催された歴史講演会で、鈴木凜先生にご登壇いただいた講演を記録したもので、「『百姓一揆物語』から読み解く江戸時代——惣五郎物語とその読者たち」というタイトルで20ページ前後を予定しております。続いて2番目は、外山信司先生による論文「津田仙と佐倉藩小島家」です。こちらは令和7年2月の講演をもとに執筆いただくもので、同じく20ページ程度の構成を想定しております。3番目は資料紹介枠で、文化課職員である須賀隆章が「（仮）ニースのアジア美術館所蔵 堀田家旧蔵甲冑について」というテーマで寄稿予定です。最近、フランス・ニースにある美術館に堀田家旧蔵と思われる甲冑が所蔵されていることが判明し、その概要を紹介する内容になります。職員による寄稿ということもあり、ページ数は柔軟に調整可能です。4番目は研究枠で、橋本勝雄先生による「井野南作遺跡採集の石器の特質とその評価」です。古代石器に関する専門的な分析となっており、現在第1稿が文化課でチェック済みで、修正作業が進められています。本日、委員の皆様にも原稿を配布しております。ページ数は約18ページとなる見込みです。5番目は市民投稿枠です。田中征志さんによる「佐倉藩遠在の堀田宮という生祠など」。こちらは約21ページで、原稿は紙でもメールでも配布済みです。6番目は記録的な記事枠になります。市史編さん担当者が毎年記録している「佐倉市の出来事」「受贈図書目録」「市史編さん日記」を5年分まとめて掲載予定です。前回34号の記録は1年分で9ページでしたので、単純計算で45ページになります。ただ、記録の密度や記述方法で多少圧縮できる見込みです。7番目は佐倉市70周年記念事業の記録です。昨年は佐倉市の誕生（1954年）から70周年を迎え、主催事業32件、協賛事業41件が実施されました。企画政策課のまとめ資料をもとに記録として残します。本日配布した一覧表をご確認ください。最後に8番目、市職員・元職員からの投稿が3点届いております。

- ・ 井原重之さん「下総佐倉藩工の流れ」
- ・ 丸島正彦さん「佐倉の地名考」
- ・ 小暮達夫さん「七枚の絵葉書と第一回全国グライダー大会」

こちらは既に原稿が揃っておりますが、ページ数の調整によっては次号（第36号）に回させていただく可能性がございます。なお、今後のスケジュールとしては、8月末まで

に全原稿の提出をお願いし、その後、内容確認・編集作業を進めます。年末には印刷契約、1～2月で校正作業、そして3月納品という流れで進める予定です。以上が構成案の概要となります。

内田委員長

ありがとうございます。では構成案に関して、何かございますでしょうか。

中澤委員

質問なのですが、「論文」と「研究」の違いについて、少し曖昧に感じました。資料紹介とは明確に違いますが、論文と研究はどのように定義されていますか？

事務局

実はその点につきましては、これまで明確な基準を設けておらず、執筆者が「研究」と表記すればそのまま使用しておりました。中身の違いまでは、厳密に整理されていないのが現状です。今後は投稿要領などの場で、明確な区分のルールを定めていきたいと思っております。

中澤委員

投稿要領の整備は賛成です。たとえば、「論文」はある程度体系的に論考されたもの、「研究ノート」は探究の途中経過や仮説整理など。それぞれに意味がありますので、字数や構成の目安も含めて区分していただけると助かります。

事務局

昨日、岩淵先生からも「区分を明確化し、文字数の規定も添えたほうがよい」といったご指摘を頂戴しております。その部分は後ほど投稿要領案の中でも触れさせていただきます。

外山副委員長

今回の市史研究では、記録記事が5年分まとめて掲載されることで、ページ数が膨らみ過ぎてしまう印象があります。約110ページのうち、45ページが出来事記録で占められるとなると、他の論文や投稿のスペースを大きく圧迫してしまいます。例えば、受贈図書目録をデジタル化するなど、誌面の工夫も考えられるかと思っております。また、仮に誌面がオーバーした分を次号に回すとしても、発行がさらに遅れることで、また数年たまってしまわないかという懸念があります。ですので、今後はこうした遅延の積み重ねが発生しないよう、5年分がたまった結果どうなるかという点を認識していただきたいというお願いです。

内田委員長

市史研究には「佐倉市がその年にどのような出来事を残したか」を記録しておくという目的があります。市民にとっても、行政記録の整理として非常に重要です。5年も空いてしまうと、過去の施策や事業が思い出せなくなります。やはり定期的な刊行が必要です
ね。

教育部長

理想としては、毎年か少なくとも2年に1回は市史を定期的に発行したいと思っています。予算がつけば出して、つかなければ5年も発行が空くというのはよくないので、財政課との交渉で「隔年でも必ず発行」っていう仕組みづくりが必要だと思います。また、市史が売れば収入になるので、発行時期や収入の見込みを工夫すれば、一般財源の負担を減らすこともできます。印刷コストの面でも、大きさや仕様を少し調整することで削減できる可能性があります。いろんな視点から検討して、発行間隔が長くなりすぎないように取り組んで参ります。

中澤委員

以前、私が関わった自治体では「隔年発行」という方針で予算申請をしたところ、理解を得られて、結果的に連続で発行できたという例もありました。何らかの方針を明示することで、財政的な調整も進みやすくなるかと思います。

小高委員

市史の発行が滞った背景には、財源の不足なのか、見直し作業によるものか、あるいはマンネリ化の問題なのか、根本的な原因の検討が必要ではないかと感じております。今回の第35号は、内容的に過去の延長に見え、今後の方向性が示されていない点にも課題を感じました。これからは「こうしていきます」という明確な方針が必要だと思いますし、市民参加型の工夫も求められていると感じます。古い写真などを広報で呼びかけて集めるなど、資料提供という形での市民の関わり方もあるはずで
す。今後は、原稿をただ集めるのではなく、テーマを絞ったり公募するなど、佐倉らしい市史づくりのあり方を見直す必要があるのではないかと思います。これまでの市史研究の成果は認めていますが、それが市民にとって身近で活用されるものであるためには、もっと工夫が必要だと感じていま
す。

事務局

小高先生のお話から、市史研究を継続するには市民を巻き込む仕組みや発行形態の工夫が必要だと感じています。隔年でも継続できる発行体制や、紙が難しい場合にはデジタルで対応するなど、今後検討していきたいと思います。

外山副委員長

前回も話題になりましたが、特集号を企画するなど方向性を示せば、市民にも呼びかけやすいですし、予算の面でも説得力が出ると思います。市民参加型として、聞き書きを載せるなど『成田市史研究』のような取り組みも参考にしてみたいです。

小高委員

写真資料は市民にとって親しみやすく、とても有効です。ただし解説が不十分だったり誤りがあると信頼性に関わるので、より丁寧な情報整理が必要です。市民の持っている写真や資料も活用できれば、地域の財産として意味あるものになると思います。

内田委員長

以前に刊行した『写真に見る佐倉』のように広報などを通じて4,5年かけて資料を集める流れは有効だと感じています。広報で発信を続ければ、市外在住の佐倉出身者などからも資料提供があるなど、広がりを持たせることができます。

中澤委員

昔は市史の準備も（同時に）進んでいた印象でしたが、今は人員も減ってしまい継続が難しくなっている気がします。それでも「絶対に出す」という意志があれば、予算の問題だけでなく準備の段階から進めることは可能だと思います。委員としても企画段階から協力したいという意志はありますので、ぜひ私たちも活用していただきたいです。また、会議の内容が前回と繋がっていない印象があるので、前回からの連続性・整合性をもっと意識した構成にしていただけると安心できます。

小高委員

執筆者に対しても、専門的すぎず市民に伝わるような配慮があると良いと思います。『佐倉市史研究』としての読者層を意識した、わかりやすく身近な文章の工夫が必要だと感じています。

事務局

皆さまのご指摘はとても重要で、特に市民を巻き込むことや、発行のあり方を見直す必要性は強く感じています。ただ、すぐに大きく変えることは難しいため、少し時間をいただき、まずは『市史研究』の基本的な方向性から見直していきたいと思います。

内田委員長

では、皆さまから多くの建設的なご意見をいただきましたが、第35号は現段階の構成案をもとに進めていくことでよろしいでしょうか。次号に向けた課題については、継続して議論してまいりましょう。

内田委員長

それでは、議題2「投稿要領案」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。今回、新たに投稿要領の素案を作成いたしました。この素案は、一宮町、市川市、流山市の投稿規定を参考にしております。中でも一宮町の構成や条項内容を特に反映させていただいています。なお、「投稿規定」という表現については、法規担当と協議のうえ、「規程」だと正式な行政制度のような印象を与えてしまうため、「投稿要領」という形で統一することにいたしました。表記の揺れがあった箇所は赤字で修正しております。なお「規程」と「要領」の意味は同じです。

中澤委員

「要領」と「要綱」など、文言の使い方には少し違いがありますね。行政文書としてのニュアンスも含めて、整理していただけるとよいと思います。

事務局

ご指摘ありがとうございます。「要領」という表記で統一いたします。

1. 目的は、市史研究への投稿に必要な事項を定めることにあります。
2. 編集方針の(1)では、市史研究を発行する意義や目的について記載しております。
(2)では、執筆者や編集者が投稿・編集にあたって持つべき基本姿勢を定めています。
(3)では、投稿原稿はこの要領に沿っていただく必要があることを示しています。
(4)では、原稿の採否については最終的に教育委員会が判断することが明記されています。

原稿に関する詳細なルールは、「3 原稿規定」の項で別途定められております。

3. 原稿規定の(1)では、原稿の区分を編さん委員会の意見を踏まえて教育委員会が決定する旨を記載しております。(2)では、未発表であること、二重投稿を行わないことな

ど、投稿マナーを定めています。(3)では、写真や図版を使用する際は、投稿者が著作権者から事前に許諾を取得することを求めています。(4)では、電子データとプリントアウト両方の提出を求めており、原稿の返却は行わないことが明示されています。(5)では、投稿者の原稿は初稿までとすることが定められています。(6)では、謝礼の取扱要綱に基づいて対応すること、過去の事例に倣って処理を行う予定であることが説明されました。(7)では、著作権は著作者にあるが、版權や複製・公開の権利は市にあるとする規定を設けています。

4.その他の投稿者と教育委員会で覚書を交わす提案があり、その内容として、著作権・所有権・転載制限などが明文化されています。

今回の案は今後の発行に向けたものであり、本日の議論で結論に至らない場合でも、持ち帰って精査した上で、次回の会議で改めてご提示いたします。その場合でも、次の号の発行には十分間に合うと考えております。以上、簡単ではございますがご説明を終わらせていただきます。

小高委員

著作権に関する規定よりも前段階で、実際には投稿要領を読まずに持ち込まれるケースがほとんどです。事前に相談を促すような文言、たとえば「掲載希望者は事前に事務局へご連絡ください」といった案内が必要だと思います。

事務局

一宮町の要領では、ホームページや広報紙などを使って投稿を募集し、その中で要領・執筆要領を提示しています。佐倉市でも、そうした周知方法を検討したいと思います。

中澤委員

また、市史研究の巻末などに投稿案内を掲載する方法もあります。ページ数の都合で毎号とはいなくても、読者に基準を示す機会は設けておくべきです。編集責任についても整理が必要だと思います。たとえば、印西市史では「編集：編さん委員会」と明記され、委員長名が奥付にも記載されていました。査読や掲載判断も編さん委員会が担っていたはずですが、市史研究の発行は図書館でも教育委員会でもお任せしますが、査読や掲載について判断する責任は負わせてもらうので編集は編さん委員会にさせていただいた方がいいかと思います。区分や文字数に関しても、市民投稿と依頼原稿では分けて考えるべきです。また、論文・研究ノート・資料紹介などの分類は、投稿者が申告するというより、編さん委員会側が判断する仕組みであるべきです。原稿規定の(7)についてですが、著作権の部分で文体が急に変わっていて、少し違和感を覚えました。一宮町の規定でも同様の傾向が見られたので、表現を整える必要があると思います。また、編集方針の(1)の分野の表記について「歴史・民俗・産業・自然」とありますが、そこに「地理」も加えるとより網

羅的になるのではないのでしょうか。それから、(2)の文言も気になっています。「意義あるものでなくてはならない」という表現が少し強すぎる印象ですので、「意義あるものとする」といった柔らかい表現に変更したほうがよいのではと考えています。他の箇所との文体の統一性も意識したほうがよいと思います。

事務局

ご提案ありがとうございます。その方向で精査いたします。また文体面では、著作権に関する条項の後半で語調が急に「～ください」などへ変化してしまっています。法規担当からも「一貫性が望ましい」との意見がありましたので、丁寧語への変更や、但し書きとして工夫する余地があるかもしれません。

小高委員

個人的には、投稿要領は簡潔でわかりやすいことが最重要だと思います。細かすぎるフォーマット指定は避けて、まずは「相談ください」「内容を確認のうえ調整します」といった柔軟性を持たせることが肝要です。

内田委員長

本日は結論を出すという場ではなく、皆さまからご意見をいただくことを目的としております。ですので、もし他にも何かございましたら、遠慮なくお話しいただければと思います。

外山副委員長

『市史研究』35号にこの要領を掲載できれば、次号以降の投稿者にも説明しやすくなります。委員会の日程次第ですが、次回で決定して、3月の刊行には間に合わせたいですね。それから、先ほど中澤委員からありましたように責任の所在の件は非常に重要です。編集責任が教育委員会にあるのか、編さん委員会にあるのかが不明瞭なままでは、どちらが判断を担うかも曖昧になります。もし編さん委員会が責任を持つなら、我々自身もその覚悟が必要になります。

事務局

以前は市長部局が担当していた際には、「発行：佐倉市」「編集：市史編さん担当」となっておりました。いただいたご意見をもとに次回の委員会までに内容を精査し、修正案を提示できるよう準備を進めます。

内田委員長

それでは、投稿要領案については、いただいた意見をもとに事務局で整理いただき、次の委員会で確認する方向で進めさせていただきます。議題2も一通り意見が出そろいましたので、本日の協議はここで一区切りとしたいと思います。お時間が少し延びておりますが、他に何か事務局からご連絡などございますか。

事務局

はい、最後に少しだけご報告とお願いがございます。本日は、非常に実りあるご意見をいただきありがとうございました。『市史研究』35号は、現在進行中でありながら編集方針や体制、投稿の仕組みに関する課題が改めて整理されたことを大変有意義に受け止めています。加えて、歴史講演会についても企画を進めていく予定です。今年は「終戦80年」にあたりますので、委員長・副委員長と事前に協議し、これを一つの柱にした講演テーマを検討したいと思っております。具体的な内容については、今後改めてご相談させていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

内田委員長

ありがとうございました。市史研究と講演会、どちらも佐倉の「歴史のまち」としての価値を市民に届ける重要な活動です。委員一同、引き続き協力してまいりましょう。それでは、その他に特段の報告がなければ、本日はこれにて終了いたします。長時間にわたるご議論、誠にありがとうございました。